

佐賀県規則第7号

佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県保健福祉事務所管理規則（平成18年佐賀県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 企画経営課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(34) 略</p> <p>(35) <u>大麻取締法</u>（昭和23年法律第124号）の施行に関すること。</p> <p>(36)～(45) 略</p> <p>2～5 略</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 企画経営課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(34) 略</p> <p>(35) <u>大麻草の栽培の規制に関する法律</u>（昭和23年法律第124号）の施行に関すること。</p> <p>(36)～(45) 略</p> <p>2～5 略</p>

附 則

この規則は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）の施行の日から施行する。